

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
調整方針(案)	<p>(1) 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>(4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。</p> <p>酒田市の区域は、5選挙区で定数19人とする。</p> <p>八幡町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p> <p>松山町の区域は、1選挙区で定数3人とする。</p> <p>平田町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p>

所管部会・分科会 農林水産部会 農業委員会分科会

庄内北部地域農業委員会等の現況

		酒田市	八幡町	松山町	平田町	1市3町合計		
人口		101,311人	7,395人	5,676人	7,232人	121,614人		
行政面積		175.84 km ²	204.76 km ²	42.92 km ²	179.22 km ²	602.74 km ²		
世帯数		33,771戸	1,940戸	1,439戸	1,936戸	39,086戸		
農家数[基準農業者数]		3,098戸	642戸	515戸	741戸	4,996戸		
農業就業人口		5,117人	782人	561人	833人	7,293人		
農地面積		8,132ha	1,225ha	988ha	1,301ha	11,646ha		
うち田の面積		7,125ha	1,123ha	892ha	1,231ha	10,371ha		
選挙人名簿登録者数(H16.1.1現在)		6,214人	2,093人	2,059人	1,959人	12,325人		
60日以上農業従事者数		4,864人	659人	384人	627人	6,534人		
選挙による委員の定数基準		30人以下	20人以下	20人以下	20人以下	30人以下		
選挙による委員の条例定数		25人	13人	10人	15人	63人		
委員数	選挙による委員数		25人	13人	6人	15人	59人	
	農委法第12条(選任委員)	1号委員	農協推薦	2人	1人	1人	1人	5人
		2号委員	共済推薦	1人	1人	1人	1人	4人
			議会推薦	3人	2人	1人	1人	7人
合計		31人	17人	9人	18人	75人		
選挙区		5選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	8選挙区		
任期		平成16年3月26日から 平成19年3月25日まで	平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで	平成16年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成15年7月20日から 平成18年7月19日まで			
報酬額	会長	99,000円(月額)	303,000円(年額)	300,000円(年額)	301,000円(年額)			
	会長職務代理者	50,000円(月額)	253,000円(年額)	248,000円(年額)	260,000円(年額)			
	部会長	48,000円(月額)	-	-	-			
	部会長職務代理者	43,000円(月額)	-	-	-			
	委員	40,000円(月額)	245,000円(年額)	245,000円(年額)	245,000円(年額)			

人口及び世帯数は、平成12年国勢調査による。農家数、農業就業人口、農地面積及び60日以上農業従事者数は、2000年世界農林業センサスによる。委員数は、平成16年6月1日現在の委員数。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
調整方針(案)	<p>(1) 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>(4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。</p> <p>酒田市の区域は、5選挙区で定数19人とする。</p> <p>八幡町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p> <p>松山町の区域は、1選挙区で定数3人とする。</p> <p>平田町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p>

新市の農業委員会の委員の定数及び任期の選択肢

所管部会・分科会 農林水産部会 農業委員会分科会

区 分		選挙による委員の取扱い				選任による委員の取扱い	備 考	
		選任方法	定 数	任 期	根拠法令			
合併市町の区域に1つの農業委員会を置く場合	原則	新たに選挙する (合併の日から50日以内)	政令で定める基準(30人以下)に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第1項 農委法第7条第1項 農委法第15条1項 農委法令第2条の2	新たに選任する	(1)欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する(合併特例法第8条2項)	
	特例	引き続き在任。ただし、合併関係市町による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する	合併関係市町の協議により、80を超えない数(1)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1・2項	新たに選任する		
合併市町の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合	従前の市町に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに新たに選挙する (合併の日から50日以内)	各委員会ごとに、政令で定める基準(30人以下)に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第2項 農委法第7条第1項 農委法第15条1項 農委法令第1条の3 農委法令第2条の2	新たに選任する	(参考) 2つ以上の農業委員会を置く場合の要件 ↓ 区域の面積が24,000haを超える市町村又は区域内の農地面積が7,000haを超える市町村(農委法第3条第2項)
		特例	引き続き在任。ただし、各委員会ごとの合併関係市町による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する	合併関係市町の協議により、80を超えない数(1)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第2項 農委法令第1条の3 合併特例法第8条第3項	新たに選任する	
	従前の市町に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く場合	特例	従前の市町の委員会は、それぞれ新市の委員会となって存続し、委員もそのまま在任する	従前の定数	従前の各委員会の委員の任期	農委法第34条第1項	従前の選任による委員は、それぞれ新市の委員会の委員となって在任する	

法令名：農委法 = 農業委員会等に関する法律 農委法令 = 農業委員会等に関する法律施行令 合併特例法 = 市町村の合併の特例に関する法律

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
調整方針(案)	<p>(1) 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>(4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。</p> <p>酒田市の区域は、5選挙区で定数19人とする。</p> <p>八幡町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p> <p>松山町の区域は、1選挙区で定数3人とする。</p> <p>平田町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p>

所管部会・分科会 農林水産部会 農業委員会分科会

新設合併による主な行政委員会の取扱い

職名	合併後の対応(正規の委員が選出・選任されるまでの間の対応)
農業委員	原則50日以内に選挙。在任特例制度あり。
教育委員	職務執行者が臨時に選任する委員で暫定教育委員会を設置。
教育長	職務執行者により臨時に選任された教育委員の互選により選任。
選挙管理委員	合併関係市町村の選挙管理委員であった者の互選による委員で暫定選挙管理委員会を設置。
監査委員	職務執行者が選任するのは適当でないため不在。(議会がない場合は、同意もできない。)
固定資産評価審査委員	職務執行者が選任する委員で暫定固定資産評価審査委員会を設置。

【農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにおける留意点】

原則では、農業委員会の設置の日から50日以内に一般選挙を行うことになり、この間は、農業委員は1人もおらず、他の行政委員会のように暫定委員会の設置もできないため、農地法処理関係の事務ができないことになる。

さらに、農業委員会の事務局職員についても、農業委員会が任命することになっており、この期間中は、農業委員会職員も存在せず、農業委員会に属するいかなる事務も公式には行うことができない事務の空白期間ができることになる。

なお、農地法関係事務については、農業委員会の設置義務のある農地面積90ヘクタールを超える市町村の場合は、市町村長が行うことは認められていない。

また、農業委員会が行っている各種証明事務についても、証明内容に関連することが多い農地法等の許可権者でない市町村長が代行することは適切ではない。

[主な証明]

- ・農地の競売の買受適格証明(農地の競売公売に参加する場合に必要。)
- ・耕作証明(他市町村で農地を取得する場合や外国人在留資格申請等の場合に必要。)
- ・引き続き農業経営を行っている証明(納税猶予の適用を受ける場合に必要。)

【主な定期的業務】

1. 農地法に基づく許可申請
2. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の申し出
3. 証明書の発行
4. 現況確認
5. 嘱託登記
6. 農地法4条、5条の届出受理
7. 農業者年金裁定請求、及び各種届出

主な事務処理件数の実績

(単位:件)

	酒田市	八幡町	松山町	平田町	合計
平成14年度事務処理件数	1,178	444	185	593	2,400
農地法関係	537	332	51	428	1,348
農業経営基盤強化促進法関係	497	83	116	149	845
その他証明発行・照会	144	29	18	16	207
平成15年度事務処理件数	984	172	131	168	1,455
農地法関係	539	59	40	57	695
農業経営基盤強化促進法関係	371	100	70	82	623
その他証明発行・照会	74	13	21	29	137

特に申請件数の多い月は、3月、9月、11月となっている。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
調整方針(案)	<p>(1) 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>(4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。</p> <p>酒田市の区域は、5選挙区で定数19人とする。</p> <p>八幡町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p> <p>松山町の区域は、1選挙区で定数3人とする。</p> <p>平田町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p>

庄内北部地域農業委員会等の合併後の状況

所管部会・分科会	農林水産部会 農業委員会分科会
----------	-----------------

農業委員会の委員の定数及び任期

項目		在任特例適用期間(合併の日から2ヶ月以内)				在任特例適用期間終了後(翌日から3年間)					
選挙による委員の定数基準		80人を超えない数(特例)				30人以下					
委員数	選挙による委員の数	59人(H16.6.1現在の委員数)				30人(条例定数)					
	内訳	区域	酒田市	八幡町	松山町	平田町	酒田市	八幡町	松山町	平田町	
		定数	25人	13人	6人	15人	19人	4人	3人	4人	
		選挙区	5選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	5選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	
	農委法第12条(選任委員)	1号委員	農協推薦	2人(各農業協同組合より1人)				2人(各農業協同組合より1人)			
			共済推薦	1人				1人			
			土地改良区推薦	1人				1人			
		2号委員	議会推薦	4人以内				4人以内			
	合計		64人 ~ 67人				35人 ~ 38人				

注1: 委員数の選任委員は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、内容が変更されている。

選挙区(在任特例適用期間終了後)

項目		酒田市	八幡町	松山町	平田町	1市3町全体
選挙区数		5選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	8選挙区
農家数[基準農業者数]		3,098戸	642戸	515戸	741戸	4,996戸
農地面積		8,132ha	1,225ha	988ha	1,301ha	11,646ha
定数		19人	4人	3人	4人	30人
1選挙区平均	農家数[基準農業者数]	620戸	642戸	515戸	741戸	625戸
	農地面積	1,626ha	1,225ha	988ha	1,301ha	1,456ha
	定数	3.8人	4人	3人	4人	3.8人

注1: 選挙区を設ける場合は、全ての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ha以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。(農業委員会等に関する法律施行令第十条の二第二項)